

# 「学術図書」への応募について

## 《計画調書への記入に当たって》

- ◎ 応募書類の提出・受付後に、計画調書等の訂正・再提出、及び応募書類の追加提出等を行うことはできません。

このため、応募書類を提出する前に、計画調書の以下の項目（【 】内は、計画調書の項目名）について再度確認の上、応募書類を提出してください。（□はチェック欄です。）

### 【応募者名】 【応募者自宅住所】

### 【出版社等への原稿渡し日】 【発行予定年月日】 【翻訳・校閲期間開始日】 【翻訳・校閲期間完了日】

- 応募者が以下の応募資格を満たしていること。
- ・ 個人又は研究者グループ等の代表者であること。
  - ・ 著作権者であること。
  - ・ 応募時から補助事業が完了（刊行）するまでの間、日本国内に居住している者であること。
  - ・ 応募時に「完成した原稿等」（裏面参照）を提出することが可能であること。
  - ・ 事業期間が科研費の対象となる期間（裏面参照）内であること。
- 応募者が科研費の不正な使用等に伴い科研費の交付対象から除外されていないこと。

### 【審査希望分野】

- 希望する審査分野の番号を選択していること。また、広領域応募の場合、同じ系から複数の審査希望分野が選択されていないこと。

### 【刊行経費の補助要求額】

- 応募上限額
- ① 紙媒体のみ又は紙媒体と電子媒体の双方で発行する場合  
[=直接出版費（税込）－ {定価（税込）×0.7×0.5×（発行部数×0.6）} ]
- ② 電子媒体のみで発行する場合  
[=直接出版費×0.8]  
を超える金額となっていないか。

### 【発行部数】（紙媒体で発行する場合のみ該当）

- 市販以外の部数は30部以下となっていること。

### 【卸売価格】（紙媒体で発行する場合のみ該当）

- 卸売価格が1部当たりの原価を下回っていないこと。

### 【出版社等】

- 「見積書」に記載されている出版社等と一致していること。

## 《その他》

- ◎ 「計画調書」と「応募カード」の記載内容が異なる場合には、「応募カード」の記載内容で処理されます。このため、「計画調書」から「応募カード」への転記ミス等がないよう十分注意してください。
- ◎ 出版社等及び翻訳・校閲者と、本科研費の目的・性格について事前に十分協議を行った上で応募書類を作成してください。（出版社等の代行は認められません。）

## 《「完成した原稿等」について》

「完成した原稿等」とは、

- ① 刊行のみを行う場合は、**出版社等へ原稿を渡して組版等の作業に取りかけられる状態**の原稿
- ② 翻訳・校閲の上、刊行を行う場合は、翻訳者・校閲者に原稿を渡して、翻訳・校閲作業に取りかけられる状態の原稿

を指し、応募に当たっては、その他の審査資料として、他の応募書類と併せて提出する必要があるものです。

なお、応募書類として提出された完成原稿の写し等については返却しません。

「完成した原稿等」については、訂正もしくは通常の校正作業と考えられるものを除き、

- ◎ 応募後に**原稿の修正**を行うことはできません。  
(応募者及び出版社等の意思とは関係のない外的要因の発生による場合は、採択後、日本学術振興会に相談すること。)
- **標題** (【刊行物の名称】) についても修正することはできません。
- **著者・著作権者、編者**についても変更できません。  
(「委任状」を応募前に徴し、応募代表者が保管しておくこと。)

また、原稿の内容に著作権者の**利用許諾**を得る必要のある論文等が含まれる場合は、必ず応募前に利用許諾を得ておいてください。

## 《科研費の対象となる事業期間について》

科研費の対象となる事業期間については、下表のとおりとなっています。

	【翻訳・校閲期間】		【出版社等への原稿渡し日】	【発行予定年月日】
	開始日	完了日		
刊行のみを行うもの	/		平成29年4月 1日 ～ 平成29年6月30日	(【出版社等への原稿渡し日】) ～ 平成30年2月28日
1年間で翻訳・校閲の上、刊行するもの	平成29年4月 1日 ～ 平成29年6月30日	(【翻訳・校閲期間】開始日) ～ (【翻訳・校閲期間】完了日)	(【翻訳・校閲期間】完了日以降) ～ (【発行予定年月日】)	(【出版社等への原稿渡し日】) ～ 平成30年2月28日
2年間で翻訳・校閲の上、刊行するもの	平成29年4月 1日 ～ 平成29年6月30日	(【翻訳・校閲期間】開始日) ～ 平成30年2月28日	平成30年4月 1日 ～ 平成30年6月30日	(【出版社等への原稿渡し日】) ～ 平成31年2月28日